

北海道森林管理局入札監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日：平成23年10月17日)

開催日及び場所		平成23年10月5日(水曜日) 中会議室
委員		前田 憲 秀 (前田憲秀税理士事務所) 青 木 豪 (青木法律事務所) 西 村 進 (西村公認会計士事務所)
審議対象期間		平成23年4月1日～平成23年6月30日
審議対象案件		533件 うち、1者応札案件80件 契約の相手方が公益財団法人の案件23件
抽出案件		83件 うち、1者応札案件 2件 (抽出率 15.6%) (抽出率 2.5%) 契約の相手方が公益財団法人の案件 0件 (抽出率 0%)
工事	一般競争	24件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益財団法人の案件 0件
	指名競争	
	公募型指名競争	該当なし
	工事希望型競争	該当なし
	その他の指名競争	該当なし
随意契約		該当なし
業務	一般競争	25件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益財団法人の案件 0件
	指名競争	
	公募型競争	該当なし
	簡易公募型競争	該当なし
	その他の指名競争	該当なし
	随意契約	
	公募型プロポーザル	該当なし
	簡易公募型プロポーザル	該当なし
標準型プロポーザル	該当なし	
その他の随意契約		1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益財団法人の案件 0件
抽出案件内訳		

物品・ 役務等	一 般 競 争	3 2 件 うち、1 者応札案件 1 件 契約の相手方が公益財団法人の案件 0 件
	指 名 競 争	該当なし
	随意契約（企画競争・公募）	該当なし
	随意契約（その他）	1 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益財団法人の案件 0 件
(特記事項) ・ 北海道森林管理局公正入札等調査委員会からの入札等談合情報等に関する報告について		

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する 回答等	<p>1 C 7 4 造林 作業道等修理を391.5km発注しているが、当該森林管理署に作業道がそれほどたくさんあるのか。</p> <p>2 随意契約に関する四半期毎の監査結果概報の指導状況で、車両定期点検において随意契約が見られたとあるがどのような内容か。</p> <p>3 単価契約（車両点検等）は全道一律で行っているのか。</p> <p>4 燃料等の契約はどのように行っているか。</p> <p>5 C 3 造林 第 1 回入札で無効とあるが、どのような内容か。</p> <p>6 工事費内訳書を分析する意味や、分析結果をどのよ</p>	<p>1 内訳は、作業道が約45km、歩道が約345kmであり、国有林内にはりめぐらされている歩道の草刈がほとんどである。</p> <p>2 車両の点検等は、一般競争入札により単価契約している。22年度同契約の対象であった車両のうち、2台が3月の車両点検の際点検漏れとなったが、23年度同契約の際には、この2台について契約をしておらず、かつ早期に点検を行う必要があったことから、随意契約を行ったところである。</p> <p>3 立地条件を勘案し、離島（利尻、礼文、奥尻）の車両は単独で随意契約により実施しているが、これを除く北海道森林管理局管内の車両は、全道1本で一般競争入札により車両点検等の単価契約を行っている。</p> <p>4 基本的には、森林管理署単位で単価契約を行っている。</p> <p>5 様々なケースがあるが、例えば、名前の間違いや金額の記入漏れ等が考えられる。</p> <p>6 業者間の工事種別ごとの金額の比較や、適用している歩</p>

	<p>うに活かそうとしているのか。</p> <p>7 D16 素材生産 分析グラフが似通っているが、この結果をどのように分析しているか。</p> <p>8 業者はどのように入札価格を決めているのか。</p> <p>9 工事種別の一般管理費等は、どのように積算しているのか。</p> <p>10 AA1 治山コンサル 奥尻島の昨年7月の豪雨災害地において、工事に着手するのはいつか。</p>	<p>掛が反映されているかなどを分析し、今後の積算に活かそうと考えている。</p> <p>7 比較項目が少ないことや、以前から道南地区で事業を行っている業者であることから、積算金額が似通ったものと考えられる。</p> <p>8 過去の実績や、公表している入札結果等を参考に積算し、入札価格を決めていると思われる。</p> <p>9 一般管理費の中に明細項目があり、その金額により積算し、一般管理費としている。</p> <p>10 昨年度の災害予算を翌年に繰り越したものであり、契約は既に済んでおり着手済である。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告内容 [これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>なし</p>	

事務局：北海道森林管理局企画調整部業務調整課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。